

鹿 児 島 県 公 報

令和 2 年 10 月 23 日 (金) 第 152 号



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日 (毎 週 火 , 金)

目 次

(※については例規集掲載事項)

ページ

告 示

- 保安林の指定予定 (森づくり推進課取扱い) 1
- 生活保護法等に基づく医療機関等の指定 (3件) (社会福祉課取扱い) 2
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の指定の辞退 (3件) (障害福祉課取扱い) 2
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の指定 (4件) (障害福祉課取扱い) 4
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の指定の更新 (2件) (障害福祉課取扱い) 5
- 漁船保険付保義務発生 (水産振興課取扱い) 5
- 特定漁業者の規約の制定に係る同意の認定 (水産振興課取扱い) 5
- 公共測量の実施 (監理課取扱い) 6
- 公有水面の埋立ての免許 (河川課取扱い) 6

県立病院局企業管理規程

- 鹿児島県立病院事業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程 (※) (県立病院課取扱い) 9

正 誤

- 鹿児島県公報第142号の2 (令和2年9月18日付け) の一部訂正 (砂防課取扱い) 9

告 示

鹿児島県告示第914号

森林法 (昭和26年法律第249号) 第25条の2第2項の規定により、次のとおり保安林として指定する予定である。

令和 2 年 10 月 23 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 保安林予定森林の所在場所
鹿児島市本名町5374番2, 5402番10
 - 2 指定の目的
干害の防備
 - 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び鹿児

島市役所に備え置いて縦覧に供する。)

鹿児島県告示第915号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、次のとおり指定医療機関として指定した。

令和 2 年 10 月 23 日

鹿児島県知事 塩田康一

名 称	所 在 地	指定年月日
はやと形成外科クリニック	霧島市隼人町眞孝字皆淵2540-3-1	平成27年11月1日
阪神調剤薬局日置店	日置市伊集院町妙円寺一丁目1-6	令和2年9月1日
阪神調剤薬局妙円寺店	日置市伊集院町妙円寺一丁目70-1	令和2年9月1日
南大島診療所	大島郡瀬戸内町阿木名字重袋1975番	令和2年9月1日
南部調剤薬局	大島郡瀬戸内町阿木名1975番地	令和2年9月1日
さつき薬局	南さつま市加世田地頭所568	令和2年9月23日

鹿児島県告示第916号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、次のとおり指定医療機関として指定した。

令和 2 年 10 月 23 日

鹿児島県知事 塩田康一

事 業 者		事 業 所		指定年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地	
医療法人三幸会	霧島市福山町福山4516番地	スマイル訪問看護ステーション	霧島市福山町福山4516番地	令和2年7月1日

鹿児島県告示第917号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、次のとおり指定介護機関として指定した。

令和 2 年 10 月 23 日

鹿児島県知事 塩田康一

名 称	所 在 地	指定年月日	サービスの種類
小規模多機能ホームてまり	出水市野田町上名830番地4	令和2年10月1日	小規模多機能型居宅介護， 介護予防小規模多機能型居宅介護

鹿児島県告示第918号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第

65条の規定により、指定自立支援医療機関から次のとおり指定の辞退の申出があった。

令和 2 年 10 月 23 日

鹿児島県知事 塩田康一

薬 局		辞退年月 日	自立支援医療 の種類
名 称	所 在 地		
すえひろ調剤薬局	奄美市名瀬末広町 1 番 9 号 1 F	平成 28 年 4 月 30 日	精神通院医療
セレン薬局鴨池店	鹿児島市鴨池新町 11 番 23 号	令和元年 11 月 30 日	精神通院医療
吹上調剤薬局	日置市吹上町永吉 14243 番地 3	令和元年 11 月 30 日	精神通院医療
チューリップ調剤薬局	奄美市名瀬長浜町 4 - 3	令和元年 12 月 1 日	精神通院医療
コトブキ薬局鹿児島店	曾於市大隅町下窪町 2 番地の 2	令和 2 年 1 月 31 日	精神通院医療
やくし調剤薬局	鹿児島市東谷山四丁目 33 - 6	令和 2 年 2 月 29 日	精神通院医療
ヘルシー薬局呉服本通り店	鹿児島市呉服町 2 - 14	令和 2 年 3 月 1 日	精神通院医療
サフラン薬局	鹿児島市永吉二丁目 11 番 2 号	令和 2 年 3 月 31 日	精神通院医療
ゆう薬局串木野店	いちき串木野市昭和通 134 番 8	令和 2 年 3 月 31 日	精神通院医療

鹿児島県告示第 919 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 65 条の規定により、指定自立支援医療機関から次のとおり指定の辞退の申出があった。

令和 2 年 10 月 23 日

鹿児島県知事 塩田康一

病 院 又 は 診 療 所		辞退年月 日	自立支援医療 の種類
名 称	所 在 地		
平林脳神経外科	鹿児島市上福元町 3992 番 3 号	令和元年 12 月 31 日	精神通院医療
桜花心療クリニック	鹿児島市中央町 10 番地	令和元年 12 月 31 日	精神通院医療

鹿児島県告示第 920 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 65 条の規定により、指定自立支援医療機関から次のとおり指定の辞退の申出があった。

令和 2 年 10 月 23 日

鹿児島県知事 塩田康一

指定訪問看護事業者，指定居 宅サービス事業者又は指定介 護予防サービス事業者		事 業 所		辞退年月 日	自立支援医療 の種類
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地		
株式会社 p l u s s h i n e	鹿児島市千年 二丁目 11 番 21 号	訪問看護ダイ ズ	鹿児島市新屋 敷町 16 番 鹿児島 県住宅供給 公社 303 号室	令和 2 年 2 月 29 日	精神通院医療

鹿児島県告示第921号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関として指定した。

令和 2 年 10 月 23 日

鹿児島県知事 塩田康一

病院又は診療所		指定年月日	自立支援医療の種類
名称	所在地		
徳重クリニック	始良市加治木町新富町110番地	令和元年 12月1日	精神通院医療

鹿児島県告示第922号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関として指定した。

令和 2 年 10 月 23 日

鹿児島県知事 塩田康一

薬 局		指定年月日	自立支援医療の種類
名称	所在地		
とまと薬局西千石店	鹿児島市西千石町14番12号	令和元年 12月1日	精神通院医療
セレン薬局鴨池店	鹿児島市鴨池新町11番23号	令和元年 12月1日	精神通院医療
ひろ調剤薬局	いちき串木野市曙町116	令和元年 12月1日	精神通院医療
大信薬局さと店	伊佐市大口里358番地1	令和元年 12月1日	精神通院医療
大信薬局みどりの里店	伊佐市大口上町34-11	令和元年 12月1日	精神通院医療

鹿児島県告示第923号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関として指定した。

令和 2 年 10 月 23 日

鹿児島県知事 塩田康一

薬 局		指定年月日	自立支援医療の種類
名称	所在地		
伊集院調剤薬局	日置市伊集院町徳重二丁目7番地1ハイツ中原102号	令和2年 9月1日	育成医療・更生医療
阪神調剤薬局妙円寺店	日置市伊集院町妙円寺一丁目70-1	令和2年 10月1日	育成医療・更生医療

鹿児島県告示第924号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関として指定した。

令和 2 年 10 月 23 日

鹿児島県知事 塩田康一

指定訪問看護事業者、指定居宅サービス事業者又は指定介護予防サービス事業者		事業所		指定年月日	自立支援医療の種類
名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地		

有限会社文月会	始良市加治木町西別府2820番地3	訪問看護ステーションぷらす	始良市加治木町木田2764番地1	令和2年9月1日	更生医療
医療法人徳洲会	大阪市北区梅田一丁目3番1-1200号	医療法人徳洲会訪問看護ステーション花みずき	鹿屋市新川町6081番地1	令和2年10月1日	育成医療・更生医療

鹿児島県告示第925号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関の指定を更新した。

令和2年10月23日

鹿児島県知事 塩田康一

病院又は診療所		更新年月日	自立支援医療の種類
名称	所在地		
J I Nメンタルクリニック	鹿児島市下福元町615番30	令和元年12月1日	精神通院医療
石神診療所	志布志市有明町伊崎田9102	令和元年12月1日	精神通院医療
陽春堂内科診療所	志布志市志布志町志布志286-4	令和元年12月1日	精神通院医療
吉川医院	肝属郡肝付町前田863番地1	令和元年12月1日	精神通院医療

鹿児島県告示第926号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関の指定を更新した。

令和2年10月23日

鹿児島県知事 塩田康一

薬局		更新年月日	自立支援医療の種類
名称	所在地		
玉里つばめ薬局	鹿児島市下伊敷一丁目11番10号	令和元年12月1日	精神通院医療
八善調剤薬局	鹿児島市東千石町13-8-2F	令和元年12月1日	精神通院医療
いーぐる調剤薬局	いちき串木野市湊町一丁目212番地	令和元年12月1日	精神通院医療
ハッピー薬局国分広瀬店	霧島市国分広瀬二丁目28番39号	令和元年12月1日	精神通院医療
隼人調剤薬局	霧島市隼人町見次638番地	令和元年12月1日	精神通院医療

鹿児島県告示第927号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、秋目加入区について、同法第112条第1項の規定による同意があったものと認める。

令和2年10月23日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県告示第928号

薩摩川内市上甕町江石387番地 西晃及び薩摩川内市上甕町江石134番地 谷口広からなされ

た次の区域及び区分に係る漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第5項において準用する同法第105条の2第3項の規定による届出に係る同法第108条第2項の同意は、同項に規定する要件に適合すると認める。

令和 2 年 10 月 23 日

鹿児島県知事 塩田康一

区域及び区分

- 1 区域 薩摩川内市上甕町中甕・江石区域（薩摩川内市上甕町中甕，上甕町江石及び上甕町中野の地区）
- 2 区分 総トン数10トン未満の漁船により主としてきびなごさし網漁業を営む漁業

鹿児島県告示第929号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、九州電力株式会社テクニカルソリューション統括本部土木建築本部長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和 2 年 10 月 23 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 作業の種類 公共測量（水準測量）
- 2 作業の期間 令和 2 年 10 月 19 日から令和 3 年 3 月 25 日まで
- 3 作業の地域 鹿児島市，鹿屋市，垂水市，薩摩川内市，日置市，曾於市，霧島市，いちき串木野市及び始良市

鹿児島県告示第930号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第2条第1項の規定により、次のとおり公有水面の埋立てを免許した。

令和 2 年 10 月 23 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 免許年月日
令和 2 年 10 月 14 日
- 2 免許を受けた者の名称及び住所並びに代表者の氏名
鹿児島県
鹿児島市鴨池新町10番1号
鹿児島県知事 塩田康一

3 埋立区域

(1) 位置

いちき串木野市大字川上字黒岩平3214番から同市大字川上字ヲトロシ坂3204番7に至る間の土地に接する県道敷きの地先公有水面

(2) 区域

次の a - 1 から a - 53 までを順次に直線で結んだ線及び a - 53 と a - 1 を直線で結んだ線により囲まれた区域

a - 1 の地点 D J 14 - 3（北緯31度43分03秒96，東経130度21分20秒81）から247度22分10秒139.20メートルの地点

a - 2 の地点 a - 1 の地点から272度27分08秒1.73メートルの地点

a - 3 の地点 a - 2 の地点から226度05分59秒3.69メートルの地点

a - 4 の地点 a - 3 の地点から219度49分56秒3.59メートルの地点

a - 5 の地点 a - 4 の地点から214度22分09秒2.46メートルの地点

a - 6 の地点 a - 5 の地点から211度20分45秒2.11メートルの地点

a - 7 の地点 a - 6 の地点から208度25分58秒2.09メートルの地点

a - 8 の地点 a - 7 の地点から205度47分34秒1.83メートルの地点

a - 9 の地点 a - 8 の地点から203度24分20秒1.67メートルの地点

a - 10 の地点 a - 9 の地点から199度57分52秒3.40メートルの地点

a-11の地点	a-10の地点から195度16分57秒3.49メートルの地点
a-12の地点	a-11の地点から192度00分03秒10.00メートルの地点
a-13の地点	a-12の地点から191度15分52秒9.91メートルの地点
a-14の地点	a-13の地点から190度21分41秒2.90メートルの地点
a-15の地点	a-14の地点から188度57分13秒5.63メートルの地点
a-16の地点	a-15の地点から187度05分02秒5.00メートルの地点
a-17の地点	a-16の地点から187度04分57秒5.83メートルの地点
a-18の地点	a-17の地点から179度53分37秒7.01メートルの地点
a-19の地点	a-18の地点から177度41分00秒7.92メートルの地点
a-20の地点	a-19の地点から179度46分00秒3.68メートルの地点
a-21の地点	a-20の地点から182度29分40秒3.58メートルの地点
a-22の地点	a-21の地点から186度10分36秒2.40メートルの地点
a-23の地点	a-22の地点から187度43分08秒2.41メートルの地点
a-24の地点	a-23の地点から189度07分19秒2.49メートルの地点
a-25の地点	a-24の地点から191度47分12秒0.90メートルの地点
a-26の地点	a-25の地点から189度26分04秒2.03メートルの地点
a-27の地点	a-26の地点から184度39分11秒1.94メートルの地点
a-28の地点	a-27の地点から180度04分51秒2.13メートルの地点
a-29の地点	a-28の地点から175度12分08秒1.95メートルの地点
a-30の地点	a-29の地点から170度35分42秒1.97メートルの地点
a-31の地点	a-30の地点から165度54分55秒2.01メートルの地点
a-32の地点	a-31の地点から159度56分39秒3.10メートルの地点
a-33の地点	a-32の地点から161度32分18秒6.13メートルの地点
a-34の地点	a-33の地点から244度46分27秒0.86メートルの地点
a-35の地点	a-34の地点から336度20分16秒6.10メートルの地点
a-36の地点	a-35の地点から342度50分13秒4.54メートルの地点
a-37の地点	a-36の地点から334度00分01秒6.44メートルの地点
a-38の地点	a-37の地点から349度24分39秒7.53メートルの地点
a-39の地点	a-38の地点から2度47分58秒6.86メートルの地点
a-40の地点	a-39の地点から5度45分40秒6.75メートルの地点
a-41の地点	a-40の地点から1度44分17秒7.88メートルの地点
a-42の地点	a-41の地点から4度33分11秒7.00メートルの地点
a-43の地点	a-42の地点から4度37分07秒11.09メートルの地点
a-44の地点	a-43の地点から2度23分21秒5.81メートルの地点
a-45の地点	a-44の地点から3度04分19秒3.00メートルの地点
a-46の地点	a-45の地点から10度20分10秒9.99メートルの地点
a-47の地点	a-46の地点から10度58分10秒10.00メートルの地点
a-48の地点	a-47の地点から12度34分34秒7.90メートルの地点
a-49の地点	a-48の地点から35度49分02秒8.98メートルの地点
a-50の地点	a-49の地点から85度34分04秒4.61メートルの地点
a-51の地点	a-50の地点から56度32分47秒2.55メートルの地点
a-52の地点	a-51の地点から42度04分42秒1.92メートルの地点
a-53の地点	a-52の地点から64度10分53秒3.47メートルの地点
a-1の地点	a-53の地点から95度11分09秒1.81メートルの地点

(3) 面積

550.30平方メートル

4 埋立てに関する工事の施行区域

(1) 位置

いちき串木野市大字川上字黒岩平3214番から同市大字川上字ヲトロシ坂3204番7に至る間の土地に接する県道敷きの地先公有水面

(2) 区域

次の x 1 から x 56 までを順次に直線で結んだ線及び x 56 と x 1 を直線で結んだ線により
囲まれた区域

x 1 の地点	D J 14-3 (北緯31度43分03秒96, 東経130度21分20秒81) から247度37分 40秒129.98メートルの地点
x 2 の地点	x 1 の地点から115度15分25秒25.88メートルの地点
x 3 の地点	x 2 の地点から155度24分11秒5.30メートルの地点
x 4 の地点	x 3 の地点から245度24分38秒3.81メートルの地点
x 5 の地点	x 4 の地点から229度12分17秒1.09メートルの地点
x 6 の地点	x 5 の地点から245度24分27秒4.66メートルの地点
x 7 の地点	x 6 の地点から243度59分23秒2.91メートルの地点
x 8 の地点	x 7 の地点から237度59分41秒2.70メートルの地点
x 9 の地点	x 8 の地点から231度57分01秒3.57メートルの地点
x 10 の地点	x 9 の地点から226度00分20秒3.47メートルの地点
x 11 の地点	x 10 の地点から219度02分17秒2.84メートルの地点
x 12 の地点	x 11 の地点から215度07分19秒3.83メートルの地点
x 13 の地点	x 12 の地点から208度52分27秒4.01メートルの地点
x 14 の地点	x 13 の地点から202度45分54秒2.79メートルの地点
x 15 の地点	x 14 の地点から198度11分34秒2.32メートルの地点
x 16 の地点	x 15 の地点から195度05分50秒1.07メートルの地点
x 17 の地点	x 16 の地点から200度33分22秒2.39メートルの地点
x 18 の地点	x 17 の地点から289度54分13秒0.31メートルの地点
x 19 の地点	x 18 の地点から187度51分57秒3.92メートルの地点
x 20 の地点	x 19 の地点から182度16分48秒2.56メートルの地点
x 21 の地点	x 20 の地点から172度54分01秒5.08メートルの地点
x 22 の地点	x 21 の地点から174度44分49秒16.53メートルの地点
x 23 の地点	x 22 の地点から175度01分02秒7.97メートルの地点
x 24 の地点	x 23 の地点から174度13分35秒9.85メートルの地点
x 25 の地点	x 24 の地点から175度04分02秒6.52メートルの地点
x 26 の地点	x 25 の地点から265度22分25秒1.70メートルの地点
x 27 の地点	x 26 の地点から175度31分53秒8.93メートルの地点
x 28 の地点	x 27 の地点から265度41分41秒1.41メートルの地点
x 29 の地点	x 28 の地点から250度53分35秒26.77メートルの地点
x 30 の地点	x 29 の地点から252度44分42秒23.22メートルの地点
x 31 の地点	x 30 の地点から19度18分30秒6.04メートルの地点
x 32 の地点	x 31 の地点から10度48分36秒9.51メートルの地点
x 33 の地点	x 32 の地点から13度02分14秒9.50メートルの地点
x 34 の地点	x 33 の地点から15度16分27秒6.91メートルの地点
x 35 の地点	x 34 の地点から16度17分52秒6.41メートルの地点
x 36 の地点	x 35 の地点から358度46分39秒6.42メートルの地点
x 37 の地点	x 36 の地点から0度39分14秒7.89メートルの地点
x 38 の地点	x 37 の地点から3度34分24秒7.01メートルの地点
x 39 の地点	x 38 の地点から358度30分02秒11.50メートルの地点
x 40 の地点	x 39 の地点から3度53分31秒5.98メートルの地点
x 41 の地点	x 40 の地点から8度59分52秒3.08メートルの地点
x 42 の地点	x 41 の地点から10度26分41秒10.08メートルの地点
x 43 の地点	x 42 の地点から9度39分16秒10.00メートルの地点
x 44 の地点	x 43 の地点から13度00分17秒3.00メートルの地点
x 45 の地点	x 44 の地点から16度03分04秒2.83メートルの地点
x 46 の地点	x 45 の地点から19度01分37秒3.00メートルの地点

- x 47の地点 x 46の地点から24度28分01秒2.48メートルの地点
 x 48の地点 x 47の地点から27度02分48秒2.50メートルの地点
 x 49の地点 x 48の地点から29度39分04秒2.50メートルの地点
 x 50の地点 x 49の地点から32度14分09秒2.50メートルの地点
 x 51の地点 x 50の地点から35度35分18秒2.50メートルの地点
 x 52の地点 x 51の地点から37度41分54秒1.51メートルの地点
 x 53の地点 x 52の地点から39度47分17秒2.50メートルの地点
 x 54の地点 x 53の地点から46度50分32秒6.75メートルの地点
 x 55の地点 x 54の地点から130度41分45秒13.21メートルの地点
 x 56の地点 x 55の地点から64度06分45秒7.38メートルの地点
 x 1の地点 x 56の地点から62度16分02秒1.87メートルの地点

(3) 面積

4,649.69平方メートル

5 埋立地の用途

道路用地

県立病院局企業管理規程

鹿児島県立病院事業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和 2 年 10 月 23 日

鹿児島県立病院事業管理者 福元俊孝

鹿児島県立病院局企業管理規程第 9 号

鹿児島県立病院事業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程

鹿児島県立病院事業職員の給与に関する規程（平成18年鹿児島県立病院局企業管理規程第12号）の一部を次のように改正する。

附則に次の見出し及び2項を加える。

（防疫等作業手当の特例）

- 5 職員が、新型コロナウイルス感染症（新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和2年政令第11号）第1条に規定するものをいう。以下同じ。）の患者又はその疑いのある者（以下「患者等」という。）を受け入れている病院又はこれに準ずる区域として管理者が定めるものにおいて、新型コロナウイルス感染症から県民の生命及び健康を保護するために緊急に行われた措置に係る作業で管理者が定めるものに従事したときは、防疫等作業手当を支給する。この場合において、第12条の規定は適用しない。
- 6 前項の手当の額は、作業に従事した日1日につき、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める額とする。
- (1) 高度な管理を要する患者等の身体に接触して行う作業に従事した場合 4,000円
 - (2) 前号以外の患者等の身体に接触して又はこれらの者に長時間にわたり接して行う作業その他管理者がこれに準ずると認める作業に従事した場合 3,000円
 - (3) 患者等の身体に接触しない作業に従事した場合 2,000円

附 則

この規程は、令和2年10月23日から施行し、改正後の鹿児島県立病院事業職員の給与に関する規程の規定は、令和2年2月1日から適用する。

正 誤

令和2年9月18日付け鹿児島県公報第142号の2中次のとおり誤りがあったので訂正する。

ページ	訂正箇所	誤	正
4	下から3行目	急・柿本1	急・柿本3
5	下から7行目	急・葱ノ木葉1	急・惣ノ木葉1
6	下から20行目	急・松菌2	急・松菌2, 急・小田代4

8	上から14行目	急・柿本1	急・柿本3
13	下から12行目	急・柿本1	急・柿本3